

○昭和53年2月10日付け基発第80号「機械等検定規則の一部を改正する省令の施行について」
の別表

(下線部が変更部分)

機械等の種類	要素	区分
プレス機械又はシヤアの安全装置	1 両手操作式のもの	(1)用途 イ プレス機械用のもの ロ シヤア用のもの
		(2)操作方式 イ 機械式(押しボタン式のもの) ロ 機械式(操作レバー式のもの) ハ <u>非機械式(光電式のもの)</u>
		(3)カム引き下げ方式 イ ソレノイド直引き式のもの ロ ばね引き式のもの ハ エアーシリンダー式のもの
	2 光線式のもの	(1)用途 イ プレス機械用のもの ロ シヤア用のもの ハ イ及びロ共用のもの
		(2)受光方式 イ <u>直射式のもの</u> ロ 反射式のもの
		(3)光源 イ 発光ダイオード式のもの ロ <u>その他の光源の方式のもの</u>
		(4)連続遮光幅 イ <u>30mm以下のもの</u> ロ <u>30mmを超え35mm以下のもの</u> ハ <u>35mmを超え45mm以下のもの</u> ニ <u>45mmを超え50mm以下のもの</u>
	3 手引き式のもの	手引き方式 イ 天秤式のもの ロ カム式のもの
	4 <u>インターロックガード式</u> のもの	(1)用途 イ <u>プレス機械用のもの</u> ロ <u>シヤア用のもの</u> ハ <u>イ及びロ共用のもの</u>
		(2)作動方式 イ 下降式のもの ロ 上昇式のもの ハ 横スライド式のもの ニ 倒立式のもの
		(3)使用できる金型の最大の大きさ イ 500mm以下のもの ロ 500mmを超えるもの

5 制御機能付き光線式(以下「PSDI式」という。)のもの	(1)受光方式	イ 直射式のもの ロ 反射式のもの ハ その他の方式のもの
	(2)光源	イ 発光ダイオード式のもの ロ その他の光源の方式のもの
	(3)連続遮光幅	イ 14mm以下のもの ロ 14mmを超え20mm以下のもの ハ 20mmを超え30mm以下のもの
	(4)安全囲い	イ 固定ガード ロ 可動ガード等 (上記イ又はロの一部に代えて既に型式検定に合格した光線式安全装置を用いる場合を含む。)
6 プレスブレーキ用レーザー式のもの	(1)受光方式	イ 直射式のもの ロ その他の方式のもの
	(2)光軸の構成	イ 単一光軸のもの ロ 複数光軸を水平に配置したもの ハ 複数光軸を水平及び垂直に配置したもの ニ その他の構成のもの
7 手払い式のもの	(1)手払い棒作動方式	イ リンク式のもの ロ カム式のもの
	(2)使用できる金型の最大大きさ	イ 300mm以下のもの ロ 500mm以下のもの ハ 500mmを超えるもの

機械等の種類	要素	区分
動力プレス機械(スライドによる危険を防止するための機能を有するもの)	(1)種類	イ プレス ロ プレスブレーキ
	(2)駆動方式	イ 機械式のもの ロ 液圧式のもの
	(3)形状フレーム	イ C形のもの ロ ストレートサイド形のもの
	(4)スライドの運動方向	イ 立形のもの ロ 横形のもの
	(5)スライドの数	イ 単動のもの ロ 複動(三動を含む)のもの
	(6)クラッチ機構	イ フリクション式のもの ロ ポジティブ式のもの
	(7)ブレーキ機構	イ シュー式のもの ロ ディスク式のもの
	(8)危険防止機能	イ <u>インターロックガード</u> 式のもの ロ 両手操作式のもの ハ 光線式のもの ニ 両手操作式及び <u>インターロックガード</u> 式を併用するもの ホ 両手操作式及び光線式を併用するもの ヘ <u>インターロックガード</u> 式及び光線式を併用するもの ト 両手操作式、 <u>インターロックガード</u> 式及び光線式を併用するもの チ PSDI 式のもの リ PSDI 式及び <u>インターロックガード</u> 式を併用するもの ヌ PSDI 及び両手操作式を併用するもの ル PSDI 式、 <u>インターロックガード</u> 式及び両手操作式を併用するもの